

◎ 現行市町村税制の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

I 普通税

1 市町村民税

(1) 納税義務者

- ア 市町村内に住所を有する個人
- イ 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者
- ウ 市町村内に事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- エ 市町村内に寮等を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの
- オ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

(2) 課税標準

ア 個人

(ア) 所得割（（ウ）を除く。）

収入金額から必要経費、所得控除額等を控除した額

(イ) 土地建物等の譲渡所得等、分離課税所得に係る所得割

収入金額から必要経費、特別控除額等を控除した額

(ウ) 退職分離課税に係る所得割

退職収入金額から退職所得控除額を控除した額に 1/2 を乗じた額

※所得税法第 30 条第 4 項に規定する役員等で勤続年数が 5 年以下である者が受ける退職手当等については 1/2 をしないで計算する。

イ 法人

(ア) 法人税割

法人税額から外国税額控除等を控除する前の額

(3) 税率

ア 個人

(ア) 均等割

標準税率 3,000 円

(イ) 所得割

a 所得割額（分離課税に係る所得割を除く。）

課税総所得金額、課税退職所得金額及び 課税山林所得金額の合計額	標準税率
一律	6%

b 土地建物等の譲渡所得等、分離課税所得に係る所得割

(a) 土地建物等の譲渡所得に係る所得割額

- ・長期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超える場合）
課税長期譲渡所得×3%
ただし、優良住宅地等のための譲渡、一定の居住用財産の譲渡の場合等には、別途課税の特例（軽減税率）がある。
- ・短期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年以下の場合）
課税短期譲渡所得×5.4%
ただし、国等への譲渡の場合には別途課税の特例（軽減税率）がある。

(b) 株式等の譲渡所得等に係る所得割

- ・ 上場株式等 1.8%
- ・ 非上場株式等 3%

※上場株式等のうち源泉徴収選択特定口座内の株式譲渡は、県民税株式等譲渡所得割の対象となる。(県が特別徴収後、株式等譲渡所得割交付金として市町へ交付)

(c) 先物取引の雑所得等に係る所得割

税 率 3%

c 退職分離課税に係る所得割額

税 率 一律6%

イ 法人等

(ア) 均等割

区 分	標準税率	制限税率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公共法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに上げる法人を除く） オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下のもの	年額 5万円	年額 6万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	年額 14.4万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	年額 15.6万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	年額 18万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	年額 19.2万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	年額 48万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	年額 49.2万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	年額 210万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	年額 360万円

(イ) 法人税割

標準税率 100 分の 12.3 (制限税率 100 分の 14.7)

(4) 賦課期日

ア 個人

均等割及び所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) 1月1日

イ 法人等 なし

(5) 納期

ア 個人

(ア) 均等割及び所得割 (退職分離課税に係る所得割を除く。)

普通徴収の場合は、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月まで翌月10日。

(イ) 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月10日 (特別徴収)

イ 法人等

法人税と同じ (原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月後)。

ただし、法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものについては、4月30日。

(6) 徴収方法

ア 個人

普通徴収、特別徴収

イ 法人等

申告納付

2 固定資産税

(1) 納税義務者

固定資産の所有者 (所有者とみなされるものを含む。)

(2) 課税客体

固定資産 (土地、家屋及び償却資産)

(3) 課税標準

ア 土地及び家屋

基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格 (課税標準の特例の適用を受けるものにあつては、その価格にそれぞれの率を乗じて得た額)

イ 償却資産

賦課期日における価格 (課税標準の特例の適用を受けるものにあつては、その価格にそれぞれの率を乗じて得た額及び大規模の償却資産については一定限度以下の額)

(4) 免税点

土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円

(5) 税率

標準税率 100 分の 1.4

(6) 賦課期日

1月1日

(7) 納期

4月、7月、12月及び2月中において条例で定める。

(8) 徴収方法

普通徴収

3 軽自動車税

(1) 納税義務者

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者（これらについて、所有権留保付売買があった場合は買主を所有者とみなす。）

(2) 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

(3) 課税標準

課税客体の台数

(4) 標準税率

区 分		標準税率
原動機付自転車	(イ) 総排気量が 0.05 リットル以下のものまたは定格出力が 0.6 キロワット以下のもの（(ニ)に掲げるものを除く。）	年額 1,000 円
	(ロ) 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のものまたは定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの	年額 1,200 円
	(ハ) 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるものまたは定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの	年額 1,600 円
	(ニ) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が 0.02 リットルを超えるものまたは定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの	年額 2,500 円
軽自動車 小型特殊自動車 及び	(イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。）	年額 2,400 円
	(ロ) 三輪のもの	年額 3,100 円
	(ハ) 四輪以上のもの 乗用のもの 営業用	年額 5,500 円
	乗用のもの 家用	年額 7,200 円
	貨物用のもの 営業用	年額 3,000 円
貨物用のもの 家用	年額 4,000 円	
二輪の小型自動車（側車付のものを含む。）		年額 4,000 円

(5) 制限税率

標準税率に 1.5 を乗じて得た率

(6) 賦課期日

4月1日

(7) 納期

4月中において条例で定める

※ただし、特別の事情がある場合は、4月以外の月に納期を定めることができる

(8) 徴収方法

普通徴収、証紙徴収

4 市町村たばこ税

(1) 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

(2) 課税客体

卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に係る製造たばこ

(3) 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

(4) 税率

千本につき 5,262 円 (旧三級品は千本につき 2,495 円)

- (5) 納 期
当月分を翌月末日
- (6) 徴 収 方 法
申告納付

5 鉱産税

- (1) 納税義務者
鉱物の掘採の事業を行う鉱業者
- (2) 課 税 客 体
鉱物の掘採事業
- (3) 課 税 標 準
鉱物の価格
- (4) 税 率
標準税率 100 分の 1 (制限税率 100 分の 1.2)
鉱物の掘採の作業場において毎月 1 日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が、作業場所在地の市町村ごとに 200 万円以下である場合は 100 分の 0.7 (制限税率 100 分の 0.9)
- (5) 納 期
毎月 10 日から月末までの間において条例で定める。
- (6) 徴 収 方 法
申告納付

6 特別土地保有税

- (1) 納税義務者
土地の所有者又は取得者
- (2) 課 税 客 体
土地の保有又は取得
※ただし、取得後 10 年を経過したものについては課税されない
- (3) 課 税 標 準
原則として土地の取得価額
- (4) 免 税 点
次に掲げる面積に満たない場合は、課税されない。
 - ア 都及び指定都市の区の区域 2,000 m²
 - イ 都市計画区域を有する市町村の区域 5,000 m²
 - ウ その他の市町村の区域 10,000 m²
- (5) 税 率
土地の保有にあつては、1.4/100
土地の取得にあつては、3/100
- (6) 基 準 日
土地の保有にあつては、1 月 1 日
土地の取得にあつては、1 月 1 日又は 7 月 1 日
- (7) 納 期
土地の保有にあつては、5 月 31 日
土地の取得にあつては、2 月末日又は 8 月 31 日
- (8) 徴収の方法

申告納付

※ただし、平成 15 年度以降、当分の間、新たな課税は行わない。

7 市町村法定外普通税

(1) 納税義務者・課税客体・課税標準・税率・賦課期日・納期
以上を条例で定める。

(2) 徴収方法

普通徴収、申告納付、特別徴収、証紙徴収

※設定又は変更については、あらかじめ総務大臣の同意が必要。

II 目的税

1 入湯税

- (1) 納税義務者
鉱泉浴場における入湯客
- (2) 課税客体
鉱泉浴場における入湯行為
- (3) 課税標準
入湯客数・入湯日数
- (4) 税率
標準税率 1人1日について150円
※ただし、1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う
- (5) 納期
条例で定める。
- (6) 徴収方法
特別徴収

2 事業所税（指定都市等） 省略

3 都市計画税

- (1) 納税義務者
都市計画法の規定による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋又は市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者
- (2) 課税客体
土地及び家屋
- (3) 課税標準
土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける土地及び家屋にあってはその価格にそれぞれの率を乗じて得た額）
- (4) 税率
条例で定める（制限税率 100分の0.3）
- (5) 賦課期日
1月1日
- (6) 納期
4月、7月、12月及び2月中において条例で定める。
- (7) 徴収方法
普通徴収（原則として固定資産税の賦課徴収と合わせて行う。）

4 国民健康保険税

- (1) 納税義務者
国民健康保険の被保険者である世帯主
- (2) 税率（課税額等）
基礎課税額（国民健康保険に要する費用にあてるための課税額）と後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金等の納付に要する費用にあてるための課税額）、介護納付金課税額（介護納付金の納付の費用に充てるための課税額）の合算額（基礎課税額は51万円、後期高齢者支援金等課税額は14万円を、介護納付金課税額は12万円を超えることはできない。）

(3) 賦課期日

4月1日

(4) 納期

4月、7月、10月及び1月中において条例で定める。

(5) 徴収方法

普通徴収、特別徴収

5 市町村法定外目的税

(1) 納税義務者・課税客体・課税標準・税率・賦課期日・納期

以上を条例で定める。

(2) 徴収方法

普通徴収、申告納付、特別徴収、証紙徴収

※設定又は変更については、あらかじめ総務大臣の同意が必要。